

## 市有財産賃貸借契約（案）

貸付人 燕市（以下「甲」という。）と借受人 ○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により市有財産賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

貸付物件名	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を自動販売機の設置場所として使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を前項の用途に供するにあたっては、別紙「共通仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

（契約の更新）

第5条 前条に定める貸付期間満了時において、本契約の更新は行わないものとする。

（貸付料及びその支払い）

第6条 貸付料は、売上金額に貸付料率●●.●●パーセントを乗じたものに消費税及び地方消費税を加えた額（円未満切捨て）とする。なお、消費税及び地方消費税率が改正された場合は、改正後の税率に従う。

2 貸付料が、最低貸付料（目的外使用料）に満たない場合は、最低貸付料（目的外使用料）を当該年度の貸付料とする。

3 乙は、甲が四半期ごとに発行する納入通知書により、指定する期日までに貸付料を納入しなければならない。なお、貸付期間が1年に満たない端数がある場合の最低貸付料は、1年を365日とする日割計算とする。

（遅延利息）

第7条 乙は、前条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料を納入しない場合には、納入期限の翌日から納入する日までの期間について督促をしたときにおける政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）で定める割合により算定した遅延利息を甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第8条 乙が貸付料及び遅延利息を納入すべき場合において、納入された金額が貸付料及び遅延利息の合計額に満たないときは、まず遅延利息から充当する。

（光熱水費及びその支払い）

第9条 乙は、甲が定める期限までに、自動販売機の運転に必要な光熱水費を甲に支払わなければならない。

(売上報告書の提出)

第10条 乙は、各自動販売機の売上本数及び売上金額を1か月ごとに集計し、翌月20日までに甲に報告しなければならない。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は、免除とする。

(貸付物件の引渡し)

第12条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(瑕疵担保)

第13条 乙は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵を発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(毀損等の報告)

第14条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

2 乙は、その責に帰する事由により、貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損した場合は、自己の負担において貸付物件を原状に回復しなければならない。

(維持補修)

第15条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又は貸付物件に関する権利を第三者に譲渡してはならない。

(実地調査等)

第17条 甲は、貸付物件について使用状況及び販売状況を調査するため、乙に対し報告又は資料の提出を随時求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら実地調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告又は資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において、公用又は公共用に供するために必要があるとき。

(3) 乙の事業の存続が困難であると甲が認めたとき。

(4) 乙に、社会的に著しく信用を欠く行為があったと甲が認めたとき。

(5) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(6) 乙が、貸付物件の行政財産としての用途又は目的を妨げると甲が認めたとき。

(7) 前各号に準じる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして、独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決（独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (4) 乙が、公正取引委員会が借受人に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (6) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は法人以外の団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員では

ないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（貸付物件の返還）

第21条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき、又は前3条の規定により契約が解除されたときは、甲が指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（貸付料の返還）

第22条 既に徴収した貸付料は返還しない。ただし、甲は、第18条第2号の規定によりこの契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を1年を365日とする日割計算による返還する。

（損害賠償）

第23条 乙は、その責に帰する事由により、貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第14条第2号の規定により貸付物件を原状に回復したときは、この限りではない。

2 前項に定める場合のほか、乙が本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（有益費等の放棄）

第24条 乙は、貸付期間が満了し、又はその他の理由によりこの契約が終了した場合において、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。ただし、第18条第2号の場合においては、この限りでない。

(契約の費用)

第25条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第26条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙の協議により定めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 この契約に係る訴訟については、燕市を管轄区域とする新潟地方裁判所とする。

この契約の証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成●●年●●月●●日

甲 新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市長 鈴木 力

乙